

会 議 録

会 議 名	令和元年度第2回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	令和元年9月25日(水) 午後6時から午後8時まで	
開 催 場 所	東浦町役場 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、内藤明綱氏(副委員長)、 米澤貴紀氏、成田盛雄氏、竹田正巳氏、万木和広氏、 青山佳子氏
	事務局	神谷町長、篠田副町長、井上建設部長、山本建設部 技監 川瀬都市計画課長、竹内都市計画係長、久野主査、 森主査
議 題 (公開又は非公開の別)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明徳寺川周辺景観形成重点区域について (公開) ・ その他について (公開) 	
傍 聴 者 の 数	1名	
議 論 内 容 (概 要)	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

議題1【明德寺川周辺景観形成重点区域について】資料1

事務局： 明德寺川周辺景観形成重点区域について説明。

1 平成31年3月26日及び令和元年6月23日（参加人数65名）に開催した明德寺川周辺重点区域候補地区の住民意見交換会での意見をまとめ、これからの課題として5点を挙げた。

- (1) 明德寺川の維持管理及び利用について
愛知県と川に利用についての協議が必要
- (2) 所有地の維持管理の難しさについて
農地の後継者、その他利用の検討が必要
- (3) 都市計画道路との共存について
農地の真ん中に都市計画道路の景観配慮が必要
- (4) ルール及び制限に対する不安について
住民・地権者とのルール及び制限の検討が必要
- (5) 重点地区の範囲について
区域設定の内容検討が必要

この5点の中で地権者からの意見が多かったものが(2)及び(5)であり、これらの課題解決に対する方策について考えた。

(2)の所有地の維持管理の難しさについての方策

区域の半分以上が農地であることから、農地の地権者の耕作意向調査を行う必要があると考える。状況把握をすることで、これからの重点区域設定の進め方が見えてくる。なお、耕作意向調査については、部局またいで実施していく必要があると考える。また、農地集積の検討や新規就農者への農地斡旋、多面的機能支払交付金による管理、耕作放棄地解消補助金による耕作再開などの方法が考えられる。

(5)の重点地区の範囲についての方策

範囲が広いという意見が多くあった。現在の範囲案の西側は、ほとんど行かないという意見もあった。

住民が多く通るところを中心とした範囲やウォーキングコースとして設定されている範囲等に再設定し、小さい範囲で迅速に重点区域を設定することも考えられる。

2 今後の意見交換会の進め方について

開催対象者を分けるということが考えられる。

(1) 農業者と住宅所有者

農地所有者と他の地目所有者の意見が異なる。

農業者へは指定を拒む理由を聞き取り、住宅所有者へは重点区域に指定すべき場所である理由を説明する。

(2) 現状を維持したい人と土地を開発したい人

現状維持を望む人と開発を望む人の意見が異なる。

現状維持したい人へは何を守っていくべきか、どの範囲にするのか意見交換を行い、土地を開発したい人については現在の土地の管理、今後の管理等の問題点の意見交換を行う。

(3) 現在の区域案の東側・真ん中・西側

所有地の場所によって考え方が異なり、また景観に対する考え方も異なる。それぞれの場所ごとの所有者で意見交換を行う。

3 本日も議論いただくポイントは、

- ① 課題に対する対応をどう考えるかについて
- ② 意見交換会の開催対象者をどう分けるかについて

委員長： 課題への対応について5つの項目がある。その中で、農地の問題と範囲の問題の2つをポイントとして進めていく。

農地・農業について維持継続できるかがポイントになる。範囲については、景観分析から考えられる範囲で、できるだけ幅広く保全していくように現在は設定している。

委員： 多面的機能支払交付金は、農地保全のために集落営農のようなかたちで共同で用水路整備等の作業をすることで、国から補助されるもの。

耕作放棄地解消補助金は、オペレーターが中心となって、荒地等の雑草を取り除き農地として利用を再開することで町から補助されるもの。

東浦町土地改良区第5地区においては、定期的な集まりを行っているので、景観と合わせて意見を聞くと良い。この範囲の方たちの意見が景観重点区域の方たちと重なる部分がある。

農業の一番の問題は後継者がいないこと。自分の土地を自分で管理しない場合があり、雑草地、耕作放棄地になっていく可能性があること。農地を貸したら、その人に農地を取られてしまうのではないかと思う人もいる。国には、貸し借りの制度で安全にきちんと行うという制度がある。このような農地を農地として保てないことが、景観のネックになる。

また、景観の話になると規制という頭になり、売買の制約になると考えている人もいる。

委員： 農地を取られてしまうと思う方に、このような制度を説明し理解してもらえれば、農地の流通は進むと考える。理解をしてもらえる取り組みを進めなくてはいけない。ひいてはまちづくりに繋がる。

委員長： 良い景観を守る、次の世代に残すために農業が経営されると良い。両立するように、景観をてこにして農業の経営が発展・再開・継続するのが良い方向である。景観によって、開発してはいけないという制限がか

かるわけではない。重点区域なので農業経営を適切にやっていくという支援ができるとお互いに良い。

委員： 現在も他法令等の条件が整えば農業振興地域農用地区域の除外をして農地転用できる制度になっている。景観によって開発・売買できないわけではないことを説明する必要ある。ここだけ特別な扱いではないことを理解してもらわないといけない。よく説明する必要がある。末代までどうにもならない土地になると思う人がいるので、説明が大事になる。

委員： 3月の説明会で景観計画により規制がかかるという認識になってしまった。6月の意見交換会後に、規制がかかって事案ができなくなるわけではないことをよく理解できたという方もいた。1度の説明で分かる話ではないので、ゆっくり説明に尽くすこと、理解してもらうことが重要である。

委員長： 農業・自然景観が良いと言われても守るのは大変ということがある。農業も継続できるように考えると良いが、景観計画では考えることが難しい。他の市町で農地を含んだ区域を重点区域にしているところがある。

委員： 東浦町土地改良区第5地区は、水路整備や草刈り等の共同作業を盛んにやっている。昔からの集落営農という風習で、このような取り掛かりから景観につなげるのも良い。集落営農に対する助成金が国から出ている。

委員長： 従来地域の農業を守るという風習で景観にもつながると良い

委員： 東京から地方に行ってお金を払って農業収穫体験をしている人もいる。東浦町でもこのような取り組みができればおもしろい。

委員： 目玉になるものがあればできるが、東浦町では難しい。
農地を借りたくても貸してもらえないという現状もある。貸したい・借りたいというのを農業行政なり景観行政がリンクさせて説明するのも必要である。

委員長： 農業も守れる景観も維持できる改善できるという答えを整理して次の説明会に臨む必要がある。農業委員会と相談しながら、景観に取り組んでいくのはどうか。

委員： 水路清掃等は景観のためではないが、草刈り等することで景観につながる。

委員長： 景観と開発行為についての整理・説明、農業振興的な面の整理、全国の景観重点地区で農業・農地と景観との関係で何らかの施策を行っている事例を調べておく必要がある。斑鳩の里などの田園地域等ある。

事務局： 補足説明をさせていただく。農地のほとんどが東浦町土地改良区第5地区に入っている。

多面的機能支払交付金の条件には景観の項目がある。花を植えて景観を良くしたり、道路沿いにひまわりを植えたりしている。この制度は、

さまざまなメニュー（水路整備等）があり条件を全てクリアするともらえる交付金になる。

委員： 農業をしっかりやった結果が景観になる。花を植える以外のこと、多面的機能支払交付金をもらって行っていること（水路整備等）も景観と言える。

委員長： 農業委員会や行政と相談しながら、計画的にやっていくこともできるのでは。

委員： 草刈りをするすることで、良い風景が見えることもある。気持ちよく通行できるということもでてくる。それも景観につながる。

東浦町土地改良区第5地区は精力的に活動している。

委員： 多面的機能支払交付金は景観として表立ってはないが、景観と関係してくる。

委員長： 耕作意向調査についてはどうか。

委員： 見通しをつけるためにやると良い。耕作放棄地の定義については、年に1度草刈りをするると耕作放棄地ではないという判断に農林水産省が変えたため耕作放棄地が減ったように見えるが、本来の解消にはなっていない。

事務局： 農業施策の話は奥が深いので、今ご議論いただいたことは農業振興課と確認を取り、次回に具体的な内容を提案できるようにしたい。

区域の設定と開催対象者について、ご議論をお願いします。

委員長： 区域の設定についてはどうか。現在は広くとっている。

委員： 意見交換会で人が通らないところは扱わないという意見があったが、帯刀の交差点の以西は整備すれば行きたくなる空間である。人がいるところいないところという分け方は良くない。

以前の岐阜大学の調査結果からもあるように、景観は道路等で区切ることはできない。

委員長： 景観になると開発できないという心配になる人がいる。景観形成重点区域に指定したらどうなるのか説明をすればそんなに心配することはなくなる。範囲を狭める理屈にはならないが、合意形成を取るには狭くする方法もある。

委員： 何を根拠に狭くするのか。

指定することでどのようになるのか説明してもなかなか理解が得られない場合は、範囲を狭めることはやむを得ない。

委員長： この地区の景観的な特徴や優れているところが含まれなくなるのであれば、明徳寺川周辺を重点地区にする意味が薄れてしまう。どのような範囲にしたら合意形成が取れるのか。

委員： 沿道に建築するときに配慮してもらい価値を上げてほしい。その周りの景観がきっかけになってくる。

- 委員 長： 具体的にどの範囲だと景観が守られるのか、この地区の特徴が維持できるのか、合意形成が得られるのか、そのような範囲案を作り整理が必要である。
- 委員： 意見交換会の開催対象者についても、この範囲の問題に係ってくる。範囲で分けて議論しても議論が進むかいうとそうでもない気がする。
- 委員： どこかで共有がいる。
- 事務局： 意見交換会で出た意見を参考にして、範囲案を3つ作成した。
 ① 健康の道（ウォーキングコース）で最もよく使われているコース
 ② 健康の道の最も長いコース
 ③ 景観計画に示してある於大まつりの行列が通る範囲
 意見交換会の様子を見ると、合意形成を取るにはかなり時間がかかる。範囲を縮小するというより優先的に一部から始める方法もあるのではないか。まず影響の大きな場所から実施していくという方法もあるのではないか。
- 委員： 現在の範囲案で全然進まない、理想どおりに進まない場合は、奥の手として範囲縮小は考えられる。始めないと意味のないことなので。ただ、縮小しておいて後から範囲を拡大していくのは不可能なのではないか。
- 委員 長： 事務局が作成した3つの範囲案は、景観の構造という観点からこの範囲が重要であるという論理とは異なるが、よく使う道等を範囲にすることは地権者や住民の方にとっては分かりやすく理解しやすい範囲ではある。
- 委員： 意見交換会の開催対象者を検討していくうえでも、範囲は必要な要素になる。現在の範囲案で進まない場合は、範囲の再検討の余地がある。
- 事務局： 少しでも前進させたい。いろいろな方向から考えていく必要がある。
- 委員： 一番西のエリアの人はハードルが低いのではないか。
- 事務局： 6月の意見交換会での意見では、そうでもないと思われる。農地を守っていくという視点が入るとなぜこの範囲が入るのかという意見もあった。
- 委員 長： 健康の道ウォーキングコースは歩けるように整備されているのか。
- 事務局： 乾坤院までは整備されている。乾坤院から西は未整備である。
- 委員： 未整備なのであれば、先ほどの多面的機能支払交付金でどうにかできないのか。
- 委員： 車が入って行くから人が通らないというようなことを言っていた人がいた。抜け道になっており、整備してほしいということ言っていた。
- 委員： 景観を途中で切ることになってしまう。
- 事務局： ルールのある範囲・推奨範囲というような分け方も合意形成が取りやすいとも考えられる。
- 委員： 魅力ある空間であることが伝えきれてない。地権者は土地の価値を知

りたいと思うので、それに対して適切な回答を出す必要がある。

委員 長： 規制するところ、整備するところ、ルールをどうするか、この地区は多面的機能支払交付金を利用する等の施策やルールを考え、範囲を分解して絵を作っていないと前に進まない。

委員： 範囲を縮小してもなかなか理解は進まないのでは。例えば、病院の待合室から明德寺川が見えるような建築が考えられる。今の建物は、明德寺川が裏面になっている。沿道サービス、農地等の景観の理想となる良い例があるといい。

委員 長： 昨年度末の成果品としてルールの案も作っている。その適用範囲をどういうところにするのかなど図面を見ながら作業・議論し、それによって案を作り、それを基に重点的な場所を出し地権者等に説明をしていくというように進めていかないと進まない。

今後の全体スケジュールについてはどうか。

事務局： 本日の意見に対して、次回の委員会（11月または12月）に向けて資料収集及び内容整理をして、次回の委員会に提案したい。

委員： イオン周辺の緒川駅側について、大規模行為として狙っていたわけではないが、イオン、マンション、カリモクが全体的にグレー及び白色っぽい空間になっていて統一感がでてきている。景観の狙いとしている統一性が実現できる可能性がある。

委員 長： 次回の意見交換会に向けて、次回の委員会で資料の整理、方針の明確化ができると良い。

議題2【その他について】

事務局： その他について3点を説明

1 今後の意見交換会及びまちづくり委員会について

次回のまちづくり委員会は11月頃、意見交換会は12月頃を予定している。

2 今年度の景観コンテストについて

今年度も景観コンテストを開催した。選考会を9月26日に開催する。表彰式については11月16日の11時からを予定している。

3 産業まつりについて

11月9日及び10日に開催される産業まつりにおいて、景観ブースを出展することにしました。景観形成重点区域候補地区についても資料展示を行い、住民の方に周知したい。

委員 長： 以上で本日の会議を終了する。